

広陵町子育て短期支援事業実施要綱

広陵町子育て短期支援事業実施要綱（平成23年12月広陵町告示第45号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（事業の実施）

第2条 この要綱で定める事業（以下「本事業」という。）の実施主体は、広陵町とし、保護を適切に行うことができる児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親等（以下「実施施設等」という。）へ委託して実施するものとする。

（事業の種類及び内容）

第3条 本事業の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童（満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）を養育することが一時的に困難になった場合、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に実施施設等において養育・保護を行うものとする。
- (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

(利用対象者)

第4条 本事業の対象となる者は、町内に住所を有する者であって、その保護者が次のいずれかの事由に該当することにより、家庭における養育が困難な児童（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき、医療機関に入院させるべきとされる児童及び医療機関に入院し、医療を受ける必要があると認められる児童を除く。）とする。

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 疾病

イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上の事由

ウ 出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由

エ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由

オ 経済的問題等により緊急一時的に児童の保護を必要とする場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 仕事等により平日の夜間又は休日に不在となる場合

イ その他平日の夜間又は休日に児童の保護において緊急を要する場合

(利用期間)

第5条 本事業の利用期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 養育・保護の期間は、1回につき7日以内とする。ただし、町長が必要があると認めた場合においては、必要最小限の範囲内でその期間を延

長することができる。

- (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 利用期間は、平日の夜間又は休日とする。ただし、町長が必要があると認めた場合においては、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

（事前登録）

第6条 本事業の利用を希望する保護者は、子育て短期支援事業事前登録申出書（第1号様式。以下「事前登録書」という。）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により事前登録書を受理したときは、子育て短期支援事業事前登録者名簿（第2号様式。以下「事前登録者名簿」という。）に登録するとともに、事前登録書の写しを事前登録者名簿に登載された者の希望する実施施設等へ送付するものとする。
- 3 事前登録者名簿への登録期間は、登録した日から当該日の属する年度の末日までとする。

（利用の申請）

第7条 事前登録者名簿に登載された者が本事業を利用するときは、子育て短期支援事業利用申請書（第3号様式。次条において「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

（決定）

第8条 町長は、申請書を受理した場合において、その内容を審査し、及び申請書に記載された実施施設等に受入れの可否を確認した上、利用の可否を決定し、子育て短期支援事業利用決定（却下）通知書（第4号様式）により申請書を提出した者に通知するものとする。この場合において、利用の決定を行ったときは、その決定に係る通知書の写しを当該実施施設等に送付するものとする。

(緊急時の取扱い)

第9条 第7条の規定にかかわらず、緊急を要するときは、直ちに実施施設等と協議の上、当該児童に係る本事業の手続を行うものとする。この場合において、保護者及び町長は、遅滞なく第7条及び前条に規定する手続を行うものとする。

(児童の送迎)

第10条 児童の実施施設等への移送は、第8条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が行うものとする。

(報告)

第11条 実施施設等の長は、当該児童の利用が終了したときは、子育て短期支援事業実施報告書（第5号様式）を町長に提出するものとする。

(費用負担)

第12条 本事業に要する経費は、別表に定めるところにより町及び利用者が負担するものとする。

2 実施施設等の長は、別表に定める基準により算定した経費のうち、町負担額については子育て短期支援事業費請求書（第6号様式）により町長に請求し、利用者負担額については直接利用者に請求するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

（単位：1人当たり日額）

世帯区分	年齢区分	基準単価	利用者負担額	町負担額
生活保護世帯及び母子家庭・父子家庭のうち市町村民税が非課税の世帯	2歳未満の児童	10,700円	0円	10,700円
	2歳以上の児童	5,500円	0円	5,500円
市町村民税の非課税に並びに母子家庭・父子家庭及び養育者家庭のうち市町村民税がある世帯	2歳未満の児童	10,700円	1,100円	9,600円
	2歳以上の児童	5,500円	1,000円	4,500円
その他の世帯	2歳未満の児童	10,700円	5,350円	5,350円
	2歳以上の児童	5,500円	2,750円	2,750円

2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

（単位：1人当たり）

世帯区分	区分		基準単価	利用者負担額	町負担額
生活保護世帯及び母子家庭・父子家庭のうち市町村民税が非課税の世帯	夜間養護事業	基本分	1,500円	0円	1,500円
		宿泊分	1,500円	0円	1,500円
	休日預かり事業		2,700円	0円	2,700円
市町村民税の非課税に並びに母子家庭・	夜間養護事業	基本分	1,500円	300円	1,200円
		宿泊分	1,500円	300円	1,200円
	休日預かり事業		2,700円	350円	2,350円

父子家庭及び者うち村民課税する世帯					
その他の世帯	夜間養護事業	基本分	1,500円	750円	750円
		宿泊分	1,500円	750円	750円
	休日預かり事業		2,700円	1,350円	1,350円

備考

- 1 世帯区分については、4月から6月までの期間に利用する場合は、前年度の課税状況により認定し、7月から3月までの期間に利用する場合は、当該年度の課税状況により認定するものとする。
- 2 生活保護世帯とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている世帯をいう。
- 3 母子家庭・父子家庭とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子が現に児童を扶養している家庭をいう。
- 4 宿泊分は、基本分に加算して算定するものとする。